

適切な管理が行われていない空家等の所有者等に関する措置に関する質問主意書

提出者 城井 崇

適切な管理が行われていない空家等の所有者等に関する措置に関する質問主意書

適切な管理が行われていない空家等の所有者等に関する措置に関して、以下質問する。

- 一 改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法第十三条において、適切な管理が行われていない空家等の所有者等に関する措置について定められている。固定資産税の住宅用地特例の解除について、空き家の活用にどの程度の効果が見込まれるか。また、政府は不動産業者や空家等の所有者が固定資産税の住宅用地特例の解除について、どのように受け止めていると考えているか。政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。